

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第758号)

平成22年1月15日

横 情 審 答 申 第 758 号

平 成 22 年 1 月 15 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
ご質問について（答申）

平成21年7月9日まち違対第497号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 平成18年11月の検査後、提出したとしているA4判6枚の書類 (2) 当該建築物の検査に関する回答」の非開示決定に対する異議申立てについてのご質問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 平成18年11月の検査後、提出したとしているA4判6枚の書類  
(2) 当該建築物の検査に関する回答」を非開示とした決定は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1) 平成18年11月の検査後、提出したとしているA4判6枚の書類 (2) 当該建築物の検査に関する回答」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成21年4月20日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件は、異議申立人(以下「申立人」という。)による開示請求書及び異議申立書の提出時の申立人と受付担当者とのやりとりから、平成18年11月に、まちづくり調整局職員2名が建物状況調査(以下「本件調査」という。)のため、申立人宅を訪問した際に、申立人が提出したとされているA4判の文書6枚及び本件調査に関する回答を行政文書として求めているものと判断される。なお、申立人は、本件調査を検査と称している。
- (2) 本件調査については、申立人の要望があったことから、平成18年11月に前述職員2名が現地へ赴いているが、その際に申立人から書類を取得したという事実はない。また、当該建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法律」という。)上の違反の事実はなく、法律等に違反していることが判明した際にまちづくり調整局建築審査部建築審査課(以下「建築審査課」という。)からまちづくり調整局建築監察部違反对策課(以下「違反对策課」という。)に対して行う報告(措置依頼)がされていない。したがって、当該建築物に係る文書の取得や調査に係る回答文書の作成は一切なく、申立人が請求している文書を保有していないことから、非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 平成18年11月にまちづくり調整局の職員2名が自宅を訪問し、その時にA4判6枚くらいの文書を渡した。職員は、文書を持ち帰り、それについて改めて検討して回答すると言っていたが、回答がない。その後、何回も回答をお願いしている。
- (3) 条令第1巻290ページ横浜市条令（昭和25年）情報文章規定11条に違反である。これは、文書で受け取ったものについては文書で回答しなければならないということである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 違反建築に対する是正指導に係る事務について

まちづくり調整局では、市民等から建築物に関する相談等が寄せられると、建築審査課において相談対象の敷地や建築物等の調査を行い、法律等に違反していることが判明すると、当該建築物に関して違反对策課に報告（措置依頼）する。違反对策課では、建築審査課の調査結果に基づき、建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して是正指導を行っている。

##### (2) 本件申立文書について

実施機関は、開示請求書及び異議申立書の提出時のやりとり等から、本件申立文書は、本件調査の際に申立人がまちづくり調整局職員に渡したとしているA4判の文書6枚及び本件調査に関する回答であるとしており、このことについて申立人からの反論もないことから、当審査会としても、本件申立文書は平成18年11月の本件調査の際に申立人が実施機関に提出したとされるA4判の文書6枚（以下「文書1」という。）及び本件調査に関する回答（以下「文書2」という。）であると解することとする。

##### (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成21年10月23日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 平成18年11月に、申立人の要望があったことから、まちづくり調整局の職員2名が申立人宅を訪問したことは事実であるが、その際に申立人から書類を受

け取った事実はない。また、現場において職員が口頭で法律等に違反している事実がないことは伝えている。

- (イ) 申立人宅は、法律上の違反建築物ではないため、建築審査課から違反对策課への措置依頼は行っていない。このため、違反对策課では是正指導を行っておらず、当該建築物についての是正指導に係る文書も作成していない。
- (ウ) 本件調査の際に申立人がまちづくり調整局職員に渡したとする文書の表紙が異議申立書に添付されていたので、改めて確認したところ、建築審査課で申立人が添付した表紙を含むA 3判5枚の文書（以下「建築審査課保有文書」という。）を保有していた。しかし、当該文書は本件調査の当日に受け取ったものではなく、本件調査の5日前に申立人がまちづくり調整局に提出したものである。実施機関は、本件調査の際に職員に渡したA 4判6枚の文書を請求しているものであると判断し、建築審査課保有文書は本件調査の際に受け取ったものではない上、形状もA 4判6枚ではないので、申立人が請求している文書とは考えなかった。
- (エ) 「市民からの提案」のように、文書で回答を求められた場合には回答している。建築審査課保有文書については、まちづくり調整局で受け取り、現在も建築審査課で保存しているが、質問の体をなしておらず、横浜市に対して質問した文書ではないと判断したため、建築審査課保有文書に対する回答は作成していない。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書1の不存在について

実施機関の説明によると、平成18年11月にまちづくり調整局職員2名が申立人宅を訪問したが、その際には申立人が主張するような回答を求める書類を取得した事実はないとのことである。

本件調査の際にまちづくり調整局職員に渡したとする文書の写しを申立人が控えとして保有していたため、当審査会は、その提出を求め、また実施機関にも建築審査課保有文書を提出させて、両文書を比較見分した。その結果、建築審査課保有文書は、本件調査の際に申立人がまちづくり調整局職員に渡したと主張している文書と同じ内容の文書であったが、その形状や枚数は申立人が主張するA 4判6枚ではなく両者ともA 3判5枚で構成されていた。

また、建築審査課によると、建築審査課保有文書は、当該文書を受け取った

日として本件調査の5日前の日付を記したメモとともに申立人との対応記録等を綴ったファイルに保管されているとのことである。

したがって、建築審査課保有文書は、申立人からの受取日、形状や枚数から文書1には該当しないと判断し、対象行政文書として特定しなかったとする実施機関の説明が不合理であるとまでは認められず、また、その他に文書1の存在を推認させる事情も認められない。

(イ) 文書2の不存在について

実施機関は、申立人宅は法律上の違反建築物ではなく、建築審査課から違反對策課への措置依頼は行っていないため、違反對策課では是正指導を行っておらず、当該建築物についての是正指導に係る文書を作成していないと説明している。また、建築審査課保有文書については、まちづくり調整局で受け取り、現在も建築審査課で保存しているが、質問の体をなしておらず、横浜市に対して質問した文書ではないと判断したため、建築審査課保有文書に対する回答は作成していないと説明している。

申立人宅について、建築審査課から措置依頼がされておらず、建築審査課保有文書は、横浜市に対して質問し、回答を求める内容ではないと認められることから、上記の実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、その他に文書2の存在を推認させる事情も認められない。

(ウ) 開示請求時の受付について

なお、本件申立文書は、申立人がまちづくり調整局に回答を求めた文書と本件調査に係る回答文書である。したがって、申立人は自己を本人とする個人情報情報を請求しているのであるから、開示請求の受付の際には制度の説明をした上で、個人情報本人開示請求を案内すべきであったと考える。

(4) 結論

以上により、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年7月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成21年7月15日 (第153回第二部会) 平成21年7月17日 (第83回第三部会) 平成21年7月23日 (第150回第一部会)	・諮問の報告
平成21年8月24日 (第154回第二部会)	・審議
平成21年9月3日 (第155回第二部会)	・審議
平成21年9月29日 (第156回第二部会)	・審議
平成21年10月9日 (第157回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成21年10月23日 (第158回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年11月13日 (第159回第二部会)	・審議
平成21年11月27日 (第160回第二部会)	・審議
平成21年12月11日 (第161回第二部会)	・審議